

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進展や社会経済状況の変化に伴い、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変容し、子どもたちに深刻な影響を及ぼしています。また、昨今の出入国管理及び難民認定法等の改正や外国人市民が増加する中で、外国につながる子どもへの支援も求められています。そのため、複雑かつ深刻化する子どもと家庭を取り巻く状況に対し、子どもの権利施策の一層の推進が必要となっています。

本市では、平成13（2001）年4月に施行した川崎市子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）第36条¹の規定に基づき、子どもに関する施策の推進にあたって子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図ることを目的に、川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しています。

行動計画の策定にあたっては、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）からの答申「川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けて～子どもの意見表明・参加を中心に～」（平成16（2004）年8月）、「川崎市子どもの権利に関する行動計画について～子どもの相談・救済及び居場所を中心とした総合的な行動計画の策定に向けて～」（平成19（2007）年6月）を踏まえながら、第1次、第2次行動計画を策定しました。また、第3次行動計画では、推進施策等を精査するとともに、第4次行動計画においては、条例の内容と計画に基づく各施策の関係が明確になるよう体系を整理しました。さらに、第5次行動計画では、計画の目標がどの程度達成されているかを客観的に評価するために新たに施策の方向ごとに成果指標を設定し、取組を推進しました。

本計画では、引き続き多様な主体との協働の下、条例に基づき、子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して行動計画を策定します。

～ 川崎市子どもの権利に関する条例とは ～

国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例です。この条例は、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるためのものです。

平成元（1989）年に国連で「児童の権利に関する条約（以下「条約」という。）」（日本は平成6（1994）年批准）が採択されました。条約の採択後、虐待や体罰、いじめなどにより子どもたちが苦しんでいたことを背景に、本市では子どもは権利の主体であるという条約の理念を踏まえた条例の策定が求められ、平成10年（1998）年に「市民とともに・市全体で・川崎に根ざしたものを」を合言葉に具体的な策定に向けて取組を始めました。約2年間で200回を超える会議や市民・子どもたちとの意見交換を行って条例の骨子案について検証し、平成12（2000）年12月に条例を制定、平成13（2001）年4月に施行しました。

¹ 条例第36条第1項「市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。」

～ 川崎市子どもの権利委員会の役割 ～

条例では、第38条で子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の効果・課題を客観的に検証する機関として人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成される川崎市子どもの権利委員会の設置を定めています。

市長は施策を進める上での参考にするために権利委員会へ諮問を行い、その答申の内容をこれまでの行動計画の基本目標や施策の方向、重点施策などに反映させてきました。

諮問年	主な諮問事項	権利委員会	反映された行動計画
平成13年	子どもの参加	第1期	第1次（平成17～19年度）
平成16年	子どもの居場所と参加活動の拠点作り	第2期	第2次（平成20～22年度）
平成19年	子どもの相談及び救済	第3期	第3次（平成23～25年度）
平成22年	条例の広報・啓発	第4期	第4次（平成26～28年度）
平成26年	子どもの成長に応じた育ちの支援	第5期	第5次（平成29～31年度）
平成29年	子どもに対する支援の協働・連携	第6期	第6次 一本計画

市と権利委員会は、条例施行後、子どもの権利保障の実態を把握するために、川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（以下「実態・意識調査」という。）を3年ごとに実施しています。第6回の実態・意識調査（平成30（2018）年）においては、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことが「ない」と答えた子どもは37.8%、話し合いの場に参加したことが「ない」と答えた子どもは70.6%あり、子どもの参加を促進する必要があること、困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」「したいと思わない」と答えた子どもは52.4%あり、相談しやすい環境づくりを進める必要があることなどがわかりました。

第6期の権利委員会は、実態・意識調査の結果や市民・行政職員との対話（意見交換）の内容等をもとにして施策の検証を行い、「子どもに対する支援の協働・連携について」を市長へ答申しました（令和元年）。この中で、子ども参加の仕組みの活動実態を調査し、課題解決のために必要な支援をすること、児童虐待防止等子どもの権利保障を徹底するために、行政の専門性の確保と組織マネジメントに向けた取組を進めること等の提言を行いました（P.59 参照）。

条例第36条第2項は、行動計画の策定にあたっては同委員会の意見を聴くものと規定しています。権利委員会は「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見」（令和元年）をまとめ、第6次の行動計画を策定するにあたっては、子どもの権利の主体性という原点に再び回帰し、子どもに対する支援の協働・連携を進めるとともに、虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組、子どもの参加を支援する取組を重点的に推進するべきとの意見を提出しました（P.61 参照）。

第6次の行動計画はこのような権利委員会の意見と、現在の社会において見過ごせない子どもの権利への侵害の状況を踏まえて策定しました。

2 計画の位置付け

(1) 川崎市総合計画との関係

本計画は、「川崎市総合計画」と連携し、同計画の政策5-2「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」における「平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進」の中の、「子どもの権利施策推進事業」を推進するための行動計画として位置付けています。

また、同計画においては、各施策・事務事業の実施とともに、関連の深い分野別計画等との連携を図ることで、国連で採択された「2030 アジェンダ」が掲げる「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた取組の推進を担うこととしています。

本計画においても、同計画と同様に、SDGsの理念や目標、国の動向等を踏まえながら取組を進めます。

本計画が対応するSDGsのゴール

- ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ゴール4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- ゴール10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- ゴール11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する
- ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

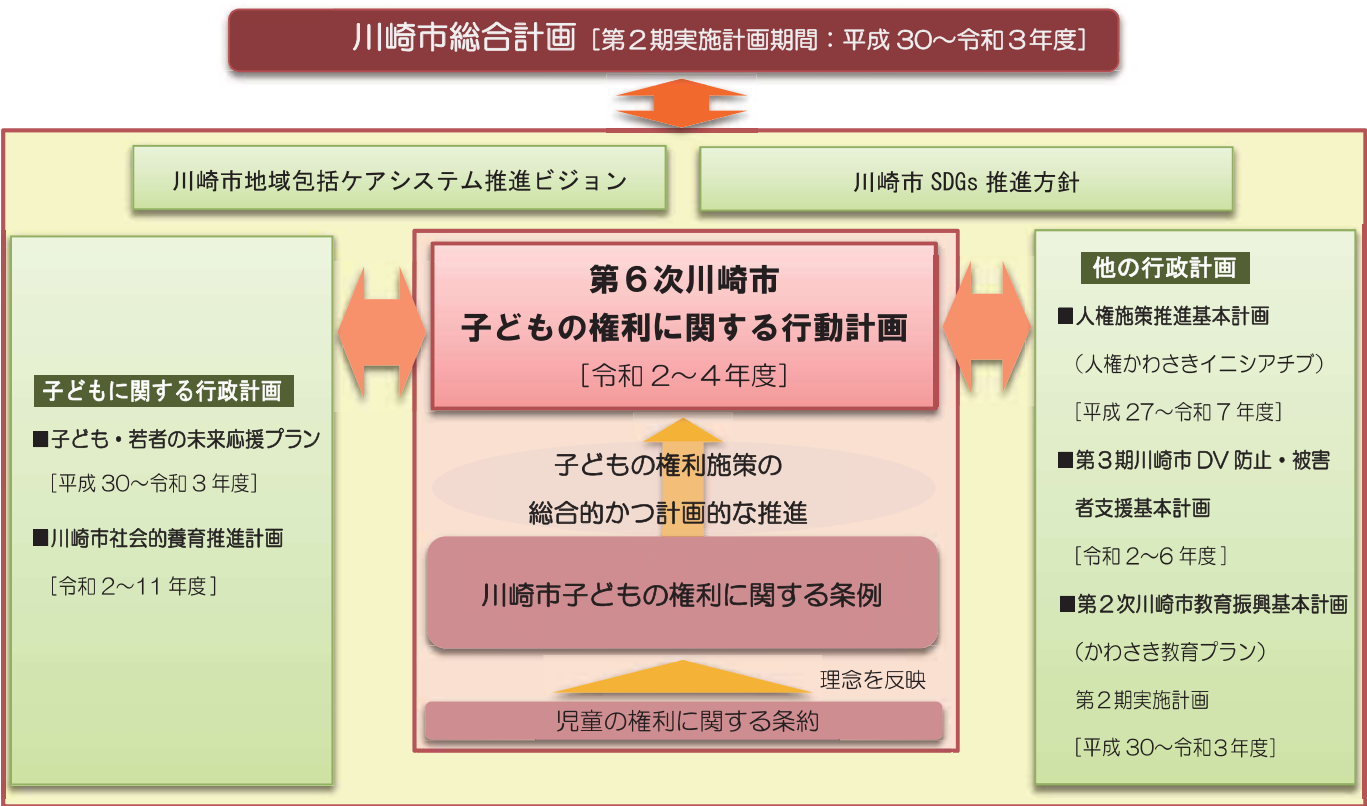


（２）他の計画等との関係

条例第3条では、市はあらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めなければならないとしており、条例の理念は子どもに関わるあらゆる施策の指針となるべきものです。

本計画は、子どもから高齢者まで全ての地域住民を対象にし、本市の個別計画の上位概念に位置づけられる「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や、子どもに関する行政計画である「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、「川崎市社会的養育推進計画」、総合的人権施策の推進を目的とした「川崎市人権施策推進基本計画（人権かわさきイニシアチブ）」、教育に関する行政計画である「川崎市教育振興基本計画（かわさき教育プラン）」等の内容との整合性を図り、各分野における子どもの権利施策を横断的に推進します。

【第6次行動計画の関連図】



3 計画の期間

第6次行動計画の期間は、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの3年間とします。